

一般社団法人 八王子介護支援専門員連絡協議会 選挙管理規定

第 1 章 総 則

第 1 条 一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会定款第 23 条に基づき、理事及び監事の選任を次のごとく定める。

第 2 条 選挙権及び被選挙権を有する者は選挙告示日現在の社員（正会員）に限る。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 代表理事（会長）は理事及び監事を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を事務局に設置する。

第 4 条 1、理事会は選挙管理委員を事務局より 2 名を選出し、代表理事（会長）が委嘱する。

2、委員長は選挙管理委員の互選とする。

第 5 条 選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

1、選挙の告示

2、理事及び監事立候補届の受理、資格審査、候補者氏名の告示

3、投票及び開票の管理と当選の確認

4、社員総会で選挙結果を報告

第 6 条 選挙管理委員会の任期は 2 年とする。

第 3 章 選 挙

第 7 条 選挙管理委員会は、投票日の 14 日前に、投票日、選任すべき役員の定員数及び立候補者の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。

第 8 条 役員選挙に立候補または推薦する会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。この場合は、書式は様式 1 に準じて作成する。

第 9 条 立候補者が定款に定める理事及び監事の定款を満たさない場合、理事会が候補者を推薦する。その書式は様式 1 に準じて作成する。この場合、本人の承諾書を添え、その書式は様式 2 に準じて作成する。

第 10 条 選挙管理委員会は、第 8 条及び第 9 条の届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は様式 3 に準じて作成するものとする。

第 4 章 投 票

第 11 条 投票は事前郵送投票にて行う。

第 12 条 投票用紙は選挙管理委員会指定のものとする。

第 13 条 投票は次の順序で行う。

1、理事（10名以上15名以内の連記投票）

2、監事（1名以上の投票）

第14条 理事及び監事についてそれぞれ単記制とする。

第5章 開票

第15条 開票に際し、立会人を2名置く。立会人は正会員の中から選挙管理委員会が指名する。

第16条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。また、次の投票は無効とする。

1、候補者氏名を記載しないもの

2、候補者以外の他事を記載したもの（ただし、敬称の類はこの限りではない。）

3、候補者氏名を判別しないもの

4、投票数に第13条に規定する数を超える候補者指名を記載したもの

第17条 当選者は、それぞれの有効投票数を得たものから定める。

第18条 当選者を決めるに当たり、候補者が定員数を上回る場合は、上位候補者から定員数の上限に達するまでの投票数で決する。なお、定員数の上限を超えた候補者への投票数が同じであるときは再度選挙で決する。

第6章 無投票当選

第19条 立候補締切日を過ぎても、候補者が定款第22条に定める役員の定数を超えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

第7章 繰り上げ当選

第20条 役員が社員総会の承認を得た日から1年以内に欠員を生じたときは、次点者を繰り上げ当選とする。

第8条 補欠選挙

第21条 役員が定款22条による定数に欠員が生じたときは、補欠選挙を行なう。その当選者は次期総会又は必要に応じ臨時総会において承認を受けるものとする。ただし、役員定員数を下回らない欠員を生じても会務に重大な支障をきたさないと理事会が求め、監事の承認を得たときは、欠員補充は行わない。

第9条 代表理事の選任

第22条 一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会定款第23条第2項に基づき、社員総会で選挙結果を報告したのちに、理事会の決議によって選定する。

第23条 代表理事の選任は社員総会の理事会で行われ、その内容は理事会からの会員へ報

告される。

第 10 章

第 24 条 選挙に関する異議は公示後 14 日以内に選挙管理委員会に申し立てる事ができる。

附 則

- 1、この規定の改廃は理事会の審議、決定をえて行う。
- 2、この規定は、平成 31 年 2 月 14 日の理事会にて審議、決定し、平成 31 年 2 月 15 日より施行する。